

**2017年
1月1日
より**

オルト・トルイジンが 特定化学物質に追加されました

1. オルト・トルイジンを特定化学物質に追加

平成28年11月2日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第343号)及び11月30日に公布されました特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第172号)により、オルト-トルイジンを特定化学物質に位置付け、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付ける等の改正を行いました。

(平成28年11月公布、29年1月1日施行)

特定化学物質障害予防規則 第38条の3(掲示)

事業者は、第一類物質(塩素化ビフェニル等を除く。)又は令別表第3第2号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第1第3号の2から第6号まで、第8号、第8号の2、第11号から第12号まで、第13号の2から第15号まで、第18号の2から第19号の5まで、第21号、第22号の2から第22号の5まで、第23号の2から第24号まで、第26号、第27号の2、第29号、第30号、第31号の2、第32号、第33号の2若しくは第34号の2に掲げる物(以下「特別管理物質」と総称する。)を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場にあっては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。)には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1.特別管理物質の名称 | 3.特別管理物質の取扱い上の注意事項 |
| 2.特別管理物質の人体に及ぼす作用 | 4.使用すべき保護具 |

※掲示寸法は、規則では定められておりません。

特定化學物質等標識

サイズ:600×450×1.2mm厚 材質:エコユニボード(2.5mmΦ穴4スミ)

名称	オルト・トルイジン等 <i>C₇H₉N</i>
及人及び人体に作用する性質	可燃性物質、熱をひきだす性質、吸湿性物質、吸湿すると有毒害物質となる性質、易燃性物質の(その他の)性質。 熱をひきだす性質。 中和剤、酸化剤、強酸の強アルカリ。 水素と反応する性質。 酸化剤の性質によっては生物活性に高い毒性
取り扱い及び保管上の注意	取り扱い： 常温・常圧の下で、直接取り扱う場合は手袋の着用を要する。火災発生時は、消防機関に直接報告する。吸湿性物質であることを、すべての企業が認識して、適切な保管方法を守り、取り扱いをしないこと。 炎や熱湯等から離れておくこと、酸化剤や強酸との接触を避ける。有機溶剤で広く(例えばアースを使用)、割れんばかり、ガラス、ミスト、異質、スプレーに入れないこと。 吸湿性をもつたときには、吸湿性をもつたままでは、火災の原因となることがあるので、吸湿性をもつたままでは、運送する用意をすること。 吸湿性をもつたときには、吸湿性をもつたままでは、火災の原因となることがあるので、吸湿性をもつたままでは、販売する用意をすること。 吸湿性をもつたときには、吸湿性をもつたままでは、火災の原因となることがあるので、吸湿性をもつたままでは、表面に付けて使用、端末に付けて、排水や下水管へのアクセスのない場所で貯蔵する。
保護具	呼吸器保護具： 直接吸入が可能な空気呼吸装置、可呼吸面保護装置等のこと。 皮膚保護具： 皮膚の保護装置のうち、吸湿性物質であることを考慮した吸湿性の皮膚保護装置のこと。 頭部の保護具： 自然の頭部形状を有する吸湿性、吸湿保護、安全性ゴーグルを適用すること。 足部及び首の保護具： 足部の保護装置のうち、吸湿性、吸湿保護、安全性ゴーグルを適用すること。
応急措置	吸入した場合： 医療機関に連絡し、呼吸を助けて休ませさせること。 人工呼吸装置などを用いる。医療機関に連絡せずに応急処置する。 はくばく吸引などによる頭痛がある場合： 国際的標準、手当をせよこと。 皮膚に付いた場合： 水で十分な時間洗浄すること。炎や熱湯等から離れておくこと。 吸湿性をもつたときには、吸湿性をもつたままでは、火災の原因となることがあるので、吸湿性をもつたままでは、運送する。はくばく吸引などによる頭痛がある場合： 国際的標準、手当をせよこと。 吸入した場合： 口にすすむこと。医療機関に連絡せよこと。 はくばく吸引などによる頭痛がある場合： 国際的標準、手当をせよこと。 皮膚に付いた場合： 水で十分な時間洗浄すること。炎や熱湯等から離れておくこと。 吸湿性をもつたときには、吸湿性をもつたままでは、火災の原因となることがあるので、吸湿性をもつたままでは、運送する。はくばく吸引などによる頭痛がある場合： 国際的標準、手当をせよこと。 眼に入った場合： 眼を洗うこと。医療機関に連絡せよこと。 はくばく吸引などによる頭痛がある場合： 国際的標準、手当をせよこと。 口腔吸痰： 有効な呼吸装置の導入が最も重要である。 吸湿性をもつたときには、吸湿性をもつたままでは、火災の原因となることがあるので、吸湿性をもつたままでは、運送する。はくばく吸引などによる頭痛がある場合： 国際的標準、手当をせよこと。 頭部の保護具： 白色(アフロゼ)の静やす、黒色(アフロゼ)の皮膚、頭部、めい、頭部、吸湿性、吸湿保護、吸湿性。 皮膚： 吸湿性のある可塑性の静やす、黒色(アフロゼ)の静やす、頭部、めい、頭部、吸湿性、吸湿保護、吸湿性。 足部： 静やす、頭部、めい、頭部、吸湿性、吸湿保護。 頭部の保護具： 白色(アフロゼ)の静やす、黒色(アフロゼ)の皮膚、頭部、めい、頭部、吸湿性、吸湿保護、吸湿性。



〈企画・製造〉 **UNIT** ユニット株式会社 URL <http://www.unit-signs.co.jp>